

日本年金機構の主要統計(平成27年度版)

(平成28年12月20日公表)
【平成27年度末現在の情報を掲載】

【適用・徴収関係】

① 被保険者・事業所情報 (平成27年度末現在)	国民年金		厚生年金保険(第1号)								
	被保険者数		適用事業所数		適用調査対象 事業所数(注)	新規適用事業所 【年度計】	全喪事業所 【年度計】	被保険者数			標準報酬月額の 平均(船員含む)
	1号(任意含む)	3号	船舶所有者除く	船舶所有者				船員を除く		船員	
								男子(坑内員含む)	女子		
	16,679,242	9,150,998	1,970,258	4,397	647,786	157,184	41,173	23,323,789	13,487,619	52,333	308,938

(注) 適用調査対象事業所：①雇用保険と厚生年金保険の適用事業所のデータを突き合わせ、雇用保険が適用されているが、厚生年金保険に加入していない疑いのある事業所
②新規設立法人情報と厚生年金保険の適用事業所のデータを突き合わせ、新規設立法人であるが、厚生年金保険に加入していない疑いのある事業所

【徴収関係(納付状況)】

② 国民年金保険料納付状況	保険料納付状況(平成28年4月末現在)					国民年金保険料 納付対象者数	口座振替による 納付者数
	平成27年度			過年度			
	納付月数	納付対象月数	納付率(27年度)	納付率(25年度)	納付率(26年度)		
	8,291	13,080	63.4%	70.1%	68.6%		
						1,092	383

※現年度分の納付率については、平成28年4月末納付期限の平成27年4月～平成28年3月分のものである。
※過年度分の納付率（25年度・26年度）については、それぞれ、平成25年度分の保険料および平成26年度分の保険料のうち、平成28年4月末までに納付された月数の割合である。
※国民年金保険料納付対象者は、第1号被保険者から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者を除いた者である。
※国民年金保険料は、本来、納付期限から2年を経過すると納めることができなかったが、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することができる仕組み（10年後納制度）が平成24年10月より開始され、平成27年9月に終了した。新たに過去5年間の保険料を納付することができる仕組み（5年後納制度）が平成27年10月より3年間に限り開始された。
(単位:千円)

③ 厚生年金保険(第1号)保険料徴収状況(累計)	保険料徴収状況(平成27年度)				
	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	収納率
	28,182,981,600	27,836,178,080	33,813,357	312,990,163	98.8%

【年金給付関係】

④ 国民年金年金受給者情報 (平成27年度末現在)	合計		老齢給付		障害給付		遺族給付	
	平成28年3月末	平均年金月額	平成28年3月末	平均年金月額	平成28年3月末	平均年金月額	平成28年3月末	平均年金月額
	33,229,381	55,611	31,268,526	54,518	1,858,048	72,565	102,807	81,832

※「国民年金受給者」とは、旧法拠出制国民年金と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せしている方を含む。
※「平均年金月額」は、決定済年金額の年金受給者ベースの月末現在のものであり、繰上げ・繰下げによる増減額を含む。
※上記のほかに、平成28年3月末現在で、447人の方が老齢福祉年金を受給しています。

⑤ 厚生年金保険(第1号)年金受給者情報 (平成27年度末現在)	合計		老齢給付		障害給付		遺族給付	
	平成28年3月末	平均年金月額	平成28年3月末	平均年金月額	平成28年3月末	平均年金月額	平成28年3月末	平均年金月額
	33,703,344	102,798	A …… 14,859,425 B …… 13,110,225	A …… 147,872 B …… 59,013	410,499	102,630	5,323,195	84,826

※「厚生年金保険(第1号)受給者」とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
※「厚生年金保険(第1号)受給者の年金額」とは、老齢給付及び遺族年金(長期)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の1号厚生年金被保険者期間に係る年金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金及び遺族年金(短期)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金額である。
※「平均年金月額」は、決定済年金額の受給者ベースの月末現在のものであり、在職による一部停止額及び繰上げ・繰下げによる増減額を含む。
※「老齢給付」の種類は、A：新法の老齢厚生年金(老齢相当)と旧法の老齢年金の合計、B：新法の老齢厚生年金(通老相当)と旧法の通算老齢年金の合計である。
※【平成19年4月1日施行】厚生年金保険・国民年金の年金受給権者からの申出による年金給付の支給停止件数は、740件である。(平成28年3月末現在)

⑥ 厚生年金保険・国民年金の支払件数・金額 (平成27年度合計)	合計		金融機関(ゆうちょ銀行を除く)		ゆうちょ銀行	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	41,511	446,619	31,526	322,617	9,647	88,252

※支払金額の「合計」は、「金融機関(ゆうちょ銀行を除く)」と「ゆうちょ銀行」のほか、外国送金等を含む。
※「厚生年金保険(第1号)受給者の支払金額」とは、老齢給付及び遺族年金(長期)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の1号厚生年金被保険者期間に係る支払金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金及び遺族年金(短期)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した支払金額である。

【その他のサービス】(平成27年度送付(発行)分)

⑦～⑬ 各種お知らせ等	(単位:件)					
	⑦年金請求書の事前送付(A4版請求書)	⑧65歳年金請求書(はがき)	⑨老齢年金のお知らせ(はがき)	⑩年金加入期間の確認について(はがき)	⑪69歳到達年金未請求者へのお知らせ(はがき)	⑫ねんきんネットユーザIDの発行
	1,376,600	1,344,963	155,542	117,984	25,271	572,871

※⑦は、年金支給年齢到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等を記載した年金請求書を60歳(男子:62歳)または65歳到達月の3ヶ月前に送付。
※⑧は、60歳到達後に老齢厚生年金を受けている方が65歳になったときは、60歳台前半の老齢給付に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることが可能となるため、年金請求書(はがき)を65歳になる誕生月の初旬に送付。
※⑨は、60歳到達後に受給権が発生する方(60歳到達時には、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の期間が12月未満の方)に、65歳からの老齢基礎年金のこと等のお知らせを60歳到達月の3ヶ月前に送付。
※⑩は、日本年金機構で管理している年金加入期間のみでは、受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3ヶ月前に送付。
※⑪は、日本年金機構で管理している年金加入記録のみで年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に、年金請求を促すためのお知らせを69歳到達月に送付。
※⑫は、日本年金機構のホームページからユーザID・パスワード等を入力ログインすることにより年金加入記録等がいつでも閲覧可能となる「ねんきんネット」のユーザIDの発行件数。
※⑬は、毎年1回、誕生月に、国民年金及び厚生年金保険の被保険者の方に対して、ねんきん定期便を送付している件数。
※⑭は、全国の年金事務所における相談件数。
※⑮は、ねんきんダイヤルにおける総呼数に対する応答数の割合。

【相談関係】(平成27年度応対分)

(単位:件)	
⑭年金事務所における年金相談件数	⑮ねんきんダイヤル応答率
5,527,576	77.9%